

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第187号

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を次のように改正する。

別表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局都市整備部区画整理課)